

帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第23号

帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（降給の事由）

第2条の3 任命権者は、職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、降給することができる。

第3条の見出しを「(降任及び免職の手続)」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 法第28条第1項第1号の規定による場合においては、人事評価書又は勤務の状況を示す事実を証する書類等により、その職員の勤務実績がよくないことを確認すること。

第6条の次に次の2条を加える。

（降給の手続）

第6条の2 第3条各号の規定は、降給の手続について準用する。

（降給の種類及び効果）

第6条の3 降給の種類及び効果は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 降格 当該職員に適用する給料表の職務の級（以下この条において「級」という。）を当該職員が現に受けている級の下位の級に変更する。
- (2) 降号 当該職員に適用する給料表の号俸を当該職員が現に受けている号俸の下位の号俸（同一の級における8号俸の範囲内に限る。）に変更する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。